

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、法人の保育理念と保育方針に基づいて、系列5園の園長、主任が協議を重ねて作成しています。全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨をとらえて作成されており、保育所保育指針で求められている子どもの発達に応じた年齢ごとの保育内容を詳細に設定しています。全体的な計画における園の保育の特色や地域支援、地域交流などの内容部分については、各園で職員の意見を反映させながら作成しています。職員は、保育理念と保育方針、全体的な計画を基に話し合いを行って、年間指導計画と月間指導計画、週案の作成につなげています。また、保育所保育指針について、より理解を深めるために職員会議などで読み合わせを行うなど学び合っています。毎年度末には、指導計画に対する保育の実践内容の振り返りを行うとともに、全体的な計画の評価と見直しにつなげています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>園舎は、全保育室に自然光と風が入り込む構造となっており、子どもたちの動線を考慮してひのきの家具が配置され、家庭的な温かみのある空間となっています。マットや手作りのパーテーションなどを用いて絵本部屋や遊びのコーナーを設定し、子どもたちが自分で好きな場所を見つけられるよう環境構成を工夫しています。玄関やエントランスには、四季が感じられるように飾り付けが施され、保護者や訪問者を気持ち良く迎え入れる雰囲気づくりに配慮しています。園内は全熱交換器型換気システムと温水式の床暖房が導入されており、換気や温湿度などの環境管理が適切に行われています。全クラスとも、食事と睡眠のスペースを分けたり、食事のあとに職員がいていねいに清掃、消毒をしたりして、午睡の準備を行っています。各場所の清掃、備品やおもちゃなどの消毒は、マニュアルに沿って適切に実施されています。今年度は新たに、新型コロナウイルス感染予防のためのマニュアルを作成し、換気や消毒などを強化しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者から入手した家庭状況や生活状況、子どもの健康状態などは、面談記録とともに個別の児童票にファイリングされています。0～2歳児クラスは毎月、3～5歳児クラスは3か月に1回、子どもごとに個別の指導計画を作成しており、個々の発達や状況に応じて声かけ方法や援助方法などの配慮が記載されています。また、子ども一人ひとりの発達記録や経過記録を定期的に記載して、必要な情報を職員間で共有し、子どもとのかかわり方を統一できるようにしています。園長は、どのような場面でも子どもの様子をていねいに観察して思いをくみ取り、どのように対応を行ったら子どもにとって最善なのかを常に意識して保育にあたるよう職員に伝えていきます。職員会議では子どもへの声かけ方法や職員の声の大きさ、高さ、抑揚などについて意見交換を行い、園内研修では人権に配慮した保育について学んでいます。園では、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添った保育の実践に努めています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に応じて、着替えや排泄など、生活面のねらいを各クラスの週案で設定し、子ども個々の状況や配慮事項を記載しています。職員は、子どものやろうとする気持ちを尊重して見守りながら声かけを行い、自分でできた時には、ほめるなどして自信につながるよう援助にあたっています。また、異年齢での縦割り保育を通して、子どもたちが自然と生活習慣を身につけられる環境づくりに配慮しており、3～5歳児クラスの朝の会などで、洋服の着脱方法やおもちゃの片付け方などを伝えています。月に一度行っている保健指導では、パネルシアターを用いて手洗いや睡眠の大切さなどを子どもたちに伝えています。また、登園後の朝の仕度を子どもが自分でできるようにイラスト入りのポスターを掲示したり、食器の置き方がわかるように写真入りのポスターなどを掲示したりするなど、子どもが楽しみながら基本的な生活習慣を身につけられるよう工夫しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>各保育室には、年齢に応じたさまざまなおもちゃや絵本が準備されており、棚の配置や収納方法を工夫して子どもたちが自由に取り出しやすいようにしています。異年齢での縦割り保育を行っている3～5歳児クラスには、お絵描きや製作、楽器遊びなどのコーナーのほか、体を動かせる広いスペースもあり、子どもたちが自発的に遊びを見つけられるよう、環境設定を行っています。子どもたちは、異年齢でいっしょにブロック遊びやごっこ遊びをしたり、廃材を使って製作したりしています。園では、年上の子と年下の子が互いの違いを認め合いながら協力し合う「育ち合い」の保育を目ざしています。また、畑でどの野菜を栽培するか、みんなで相談して決めるなど、子どもたちの主体性を大切に活動できるようにしています。戸外活動を積極的に取り入れて、思い切り体を動かして遊んだり、どんぐりや落ち葉拾いを楽しんだりしています。近隣の商店に買い物に出かける機会も作り、子どもたちが地域の人と触れ合い、社会体験が得られるよう配慮しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳児保育(0歳児)においては、0歳児が長時間過ごすことに適した環境整備に努め、日々の健康面の観察を注意深く行い、子どもの些細な変化なども職員間で共有しながら保育にあたっています。子ども一人ひとりの担当を決めて、おむつ替えや食事の援助など、なるべく同じ保育士が子どもと一対一でかわりが持てるように調整しています。保育士は、子どもの表情から気持ちをくみ取ることを大切にし、応答的な対応を心がけ、子どもが安心して保育士との愛着関係が持てるように配慮しています。また、わらべうたや手遊びを取り入れて、リズムに合わせて手足を動かしたり、手作りおもちゃを工夫して感触を楽しんだりできるよう、0歳児が興味と関心を持って遊びを見つけられる環境づくりを行っています。送迎時や連絡帳での保護者とのやり取りを密にして子どもの様子を共有し、授乳や離乳食についても保護者の意向を確認しながら、栄養士と連携して進めています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳以上3歳未満児の保育においては、子どもが自分でやりたい気持ちを大切にしながら見守りながら、余裕を持って活動できるよう保育にあたっています。1歳児クラスは、月齢などに応じて2つのグループに分けて活動や食事などを行って、より個々の様子や発達状況を細やかに把握できるようにしています。朝、夕の自由遊びの時間は、保育室をつなげて広いスペースを作り、1、2歳児がいっしょに過ごしています。それぞれの子どもの発達に応じて散歩の距離を長くしたり、しっぽ取りゲームなどのルールのある遊びを少しずつ取り入れたり、また、保育士もいっしょに遊びながら友だちとのかかわりを仲立ちするなど、子どもたちが安心して自発的な活動ができるようにしています。2歳児は、進級前の時期に3～5歳児クラスに入り、いっしょに遊んだり給食を食べたりする機会を設けています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳で子どもの様子を伝え合い、保護者の意向を確認しながらトイレトレーニングなどを進めています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3～5歳児では異年齢での縦割り保育を取り入れています。3歳児は、転がしドッジボールやフールツバスケットなどを年上の子どもにルールを教えもらいながら、友だちといっしょに楽しく遊ぶ経験を積み重ねています。4歳児は、フウセンカズラの種がハート型になっていることを見つけ、ほかのクラスの友だちにも伝えたい思いをみんなで共有し相談しながら絵を描いて帰りの会で発表しました。5歳児は、お店屋さんごっこで発想豊かに製作したり、運動会ごっこで応援し合ったり、レーなどの競技を楽しんだり、年下の子どもたちをリードしながら、さまざまな活動を通して主体性をはぐくんでいます。職員は、縦割り保育を中心とした活動の中で、それぞれの年齢に応じた保育内容を計画し、子どもたちが遊びの中で学びを見つけられるよう環境を整えています。近隣の小学校が開催する作品展に5歳児の作品も展示してもらおうなどして、園での活動の様子を地域の人に知ってもらえるよう努めています。今年度はコロナ禍のため実施できていない活動もあります。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園内にはエレベーター、多目的トイレが設置されており、建物内は出入り口を含め段差がなく、バリアフリーの構造となっています。障がいのある子どもなどの保育において、配慮が必要な場合は、職員会議で個々のケースについて話し合い、子どもの状況に応じた適切な対応を行うよう心がけています。横浜市北部地域療育センターからのアドバイスも反映させて、個別に「特別支援指導計画」を作成しています。職員は、社内研修や外部研修で障がいのある子どもに関する保育について学び知識を深め、指導計画に基づき保育の実践につなげ、日々の子どもの成長の様子を記録して職員間で共有し、子どもが安心して生活できる環境づくりに努めています。活動の切り替え場面などで、職員がさりげなく声をかけ、子ども同士が手をつないで移動したり、片付けを手伝ってあげたり、自然に助け合うことができるよう配慮しています。入園のしおりに、障がいのある子どもに関する保育について園の姿勢を明記しており、必要に応じて保護者懇談会などで説明を行っています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間保育については、1日の生活リズムに配慮して年齢ごとの指導計画を作成しています。子ども一人ひとりの体調面や様子を注意深く観察し、好きな遊びをじっくり楽しみながら降園まで安定して過ごせるよう保育にあたっています。お絵描きやカードゲームなどゆったり座って遊べるコーナーを設定したり、マットを活用して横になれるスペースを作ったり、家庭的で落ち着いて過ごすことができる環境を整えています。職員は、スキンシップを多くとり、そばに寄り添うことで子どもが安心して遊べるよう配慮しています。夕方以降の既定の時間には、おにぎりや焼きそばなどの補食を提供しています。子どもの様子は、伝達ノートに記載し、職員間で口頭でも申し送りを行って、お迎え時に担当する職員が保護者に伝え漏れのないようにしています。また、担任の保育士が、保護者と直接会えるようシフトを調整したり、電話をかけたたりして、保護者とコミュニケーションが図れるよう配慮しています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に、地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画には、就学に向けたアプローチカリキュラムとして、小学校の作品展に5歳児の作品を展出し見学を訪れることなどが組み込まれています。コロナ禍の影響により、今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校を訪問して教室や図書室などを案内してもらい、授業の様子を見学したり、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行ったりしています。これらの活動については、園便りや保護者懇談会を通じて保護者に伝えており、必要に応じて個人面談を行うなどして、就学を控えた5歳児の保護者の安心につなげています。幼保小連絡会の会議や研修に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行うなどしているほか、進学先の教員が園を訪れ、話し合う機会を設け、引き継ぎなどを行っています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「みなみ台保育園業務マニュアル」には、登園時及び保育中の健康観察について明記されており、職員は、マニュアルに沿って子どもの様子や体調を注意深く観察して健康状態の把握に努めています。保育中の子どもの体調変化やけがなどは、保護者に電話連絡をして迅速に適切な対応を行っています。既往症や予防接種の状況などについて保護者から入手した新しい情報は、児童票の所定の箇所に追記して職員間で共有しています。年度ごとに「健康管理保健計画」を作成しており、月ごとの健康管理における留意点や保健指導の内容を設定しています。「保健だより」を毎月発行し、園での健康管理に関する活動内容を保護者に伝えているほか、感染症の予防策などを記載しています。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する研修を行い、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに呼吸や顔色などを確認し記録しています。入園のしおりにも乳幼児突然死症候群の予防策などを記載して、保護者に情報提供を行っています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定(全クラス・月1回)、3歳児の視聴覚検査(年1回)、3～5歳児の尿検査(年1回)を実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して個別の児童票にファイリングし職員間で共有しています。保護者へは書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。また、歯科健診前に歯科医からの問診票を配付し、虫歯や歯並びに関する保護者からの質問や悩みを記入してもらい、健診後に歯科医の回答を伝えています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、感染症の対応などのアドバイスを受けたり、歯科衛生士による歯磨き指導の内容を園での保健指導に取り入れたりするなど、保健計画に反映させています。</p>		

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー対応に関しては、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、マニュアルを作成しています。職員は、園内研修や外部研修に参加してアレルギー対応に関する知識を深めており、医師の記載した「アレルギー疾患生活管理指導表」の指示に従い、適切な対応を実施できるよう努めています。食物アレルギーのある場合は、入園時に園長と栄養士、担任保育士と保護者で面談を行って園での対応や保護者の意向などを確認しており、毎月、担任保育士が保護者と献立表の確認を行っています。その日のアレルギー食については、朝のミーティングで全職員に周知しています。食事の提供の際は、食物アレルギーのある子どもに対してのみトレイを使用し、名札を付けるなどの対応を行い、食事の受け渡し時に栄養士と保育士が声出し確認を行うなど、誤食防止に努めています。入園のしおりには、アレルギー疾患のある子どもへの対応などについて記載し、保護者に園での取り組みを伝えています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢ごとに食育計画を作成し、クッキングの実施や、食事のマナー、食材の栄養について、子どもが楽しみながら学べるよう、指導計画に食育を組み入れています。畑でなすやトマトなどの野菜を育てたり、オクラとえだまめの種の違いを見比べたり、その日のメニューで使われている食材栄養素について伝えるなど、年齢に応じた日々の活動の中で、子どもたちが食に関する興味を持てるよう工夫しています。職員は、子ども個々の様子を見ながら食事の量を調整したり、楽しみながら食べられるよう声かけを行ったり、子どもが自分で食べようとする気持ちを大切に援助にあたっています。食器は安全性を重視して高強度磁器食器を使用し、年齢に応じて大きさや重さを調整しています。毎月、給食便りを発行し、子どもに人気のレシピを掲載するなど、保護者に情報提供しています。日々の給食サンプルは、玄関に置いて保護者がお迎え時に確認できるようにしています。今年度はコロナ禍の配慮により実施していませんでしたが、12月から給食の写真をブログに掲載しています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>4月と10月に子どもたちの発育状況に応じて給与栄養目標量の見直しを図りながら、適切な数値設定を行い、系列園の栄養士が持ち回りで全系列園統一の献立表を作成しています。栄養士は、日々の残食の記録を記載し、実際に子どもの食べる様子を見て回ったり、子どもと会話をしたりしながら、食べる量や好き嫌いなどの把握に努めています。また、職員会議に参加して職員からの意見を聞き、系列園の栄養士会議で情報交換を行うなどして、食材のカット方法を変更するなど調理方法に反映させています。旬の食材を多く取り入れたり、ひな祭りや七夕など、季節の行事にちなんだメニューを組み入れたりして、季節感のある献立作りを行っています。また、月に一度、長崎揚げや五平餅などの郷土料理を提供しています。給食室における衛生管理マニュアルがあり、マニュアルに基づいて、給食室の清掃及び器具や備品の消毒を適切に行っています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長はじめ職員は、日々の送迎時の会話や連絡帳のやり取りを通じて、保護者の意向をくみ取りながら、個々の子どもの状況に応じた保育を実践するよう努めています。例年は、クラスごとの保護者懇談会や個別の面談を行って、保育内容や子どもたちの様子を伝えていますが、新型コロナウイルス感染予防のため、今年度は電話での個別面談を実施しています。園のホームページで保護者だけが見ることのできる「スタッフブログ」は、写真も活用して子どもたちの活動の様子を伝えており、週に1回更新して、新しい情報を発信できるようにしています。また、懇談会などが実施できない状況から、今年度より、月に一度の園便りに加えて、クラスの活動やそのねらいなどをより詳細に伝えるため、「クラス通信」の発行も開始しています。例年は、保育参加と保育参観を実施して、保護者に直接保育に参加してもらう機会を設けています。コロナ禍の今年度は実施ができない状況でしたが、発表会の様子を動画に撮り、各家庭に配付する予定です。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長はじめ職員は、日ごろから、積極的に保護者とのコミュニケーションを図ることを心がけており、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めています。職員が保護者から相談を受け付けた際は、園長と主任に報告し、受け付けた職員が適切な対応ができるようアドバイスを行い、面談を行う場合は複数の職員で対応することとしています。内容によっては、栄養士も対応にあたり、必要に応じて緑区こども家庭支援課の担当者を交えたりするなど、園として迅速に対応する体制が構築されています。保護者の就労などの事情に配慮して、面談日を調整しており、電話での相談にもていねいに対応しています。保護者からの相談内容は、所定の用紙に記録して個別にファイリングし、ミーティングなどで職員に周知し継続的な支援が行えるようにしています。職員は、保護者対応やソーシャルワークに関する外部研修に参加して、研修内容を職員会議で報告し、職員間で学び合っています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>「みなみ台保育園業務マニュアル」には、虐待の定義や種類、早期発見のポイントなどが明記されており、マニュアルに沿って、園内研修を行っています。また、虐待などの権利侵害の疑いがある場合の対応手順と、緑区こども家庭支援課、横浜市北部児童相談所などの連絡先リストも記載されており、職員に周知しています。職員は、マニュアルを基に、朝の受け入れ時などに子どもの様子観察を行うとともに、保護者と子どものかかわり方にも注意を配り、声かけなどを行うよう心がけています。気になることがあった際は、朝のミーティングで職員間に周知し、園全体で共通理解を図り、適切な対応が行えるようにしています。緑区が主催する「要保護児童対策地域協議会」に園長が参加し、関係機関や他保育園、学校関係者、自治会役員らと地域の現状について共有し、事例を取り上げてグループ討議を行うなどしています。協議内容などは職員に報告して、虐待などの権利侵害の早期発見、早期予防に園全体で取り組んでいます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、保育の実践や子どもたちの様子について、日々、クラス担当者間で話し合っています。毎朝のミーティングでは、各クラスの様子を伝え合いながら前日1日の振り返りを行っています。毎月の職員会議では、各クラスの保育内容や個々の子どもに対する配慮事項などについて意見交換を行いながら、月間指導計画に対する振り返りを行い、次の計画作成につなげています。職員個々の自己評価は、法人で作成している職種、階層別の自己評価票を用いて上期と下期に分けて年に2回実施しており、各自の努力した点や課題点、改善策などを記載しています。さまざまな角度から子どもの様子を捉えるため、一人ひとりの「エピソードノート」を記録したり、乳児会議や幼児会議などを新たに設定して話し合いの場を増やしたり、職員全体で意識統一を図りながら、保育の質の向上を旨として取り組んでいます。職員個々の自己評価と話し合われた内容を踏まえて、園全体としての自己評価を行っています。</p>		